

第 5876 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2018年)平成30年 1月17日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 年の中途中で法人成りした場合の法定調書

**Q**：当社は昨年、個人事業から法人成りをした会社です。法定調書は個人と法人と合計して提出していいのでしょうか？

**A**：個人事業の分と法人の分と分ける必要があります。

### 【解説】

法定調書は、所得税法に規定する「支払をする者」が提出することとされています。

また、個人事業から法人に法人成りした場合は、個人事業を廃止し、法人を設立したこととなり、人格も別になりますので、法人成り前の支払については個人事業者であった者が、そして法人成り後の支払については法人が、法定調書を提出しなければならないこととなります。

したがって、お尋ねの場合、個人事業に係るものについては個人事業者名で、法人設立後に係るものについては法人名で分けて法定調書を提出することとなります。

この場合、法人成り後も継続して勤務する者に係る「給与所得の源泉徴収票」は、個人事業者を退職して、その法人に中途就職したものとして記載することになります。

なお、法定調書については、年の中途中で廃業した場合でも、提出期限について別段の定めがありませんので、例えば、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」については、支払の確定した日の属する年の翌年1月31日までに提出することとなります。

